

令和4年4月VER.

# 当直事務処理マニュアル

被疑者国選弁護制度

当番弁護士

私選弁護人選任申出

水戸地方裁判所刑事部  
水戸簡易裁判所

## 《 目 次 》

### はじめに

#### 1 要件

(1) 被疑者国選弁護人請求（刑訴法37条の2）が認められる場合	1
(2) 被疑者国選弁護人選任の要件	2
2 当直で取り扱う選任請求事件の形態	2
3 処理裁判官	2
4 対応に困った場合	3

第1 勾留請求時の選任請求	1
第2 勾留後の選任請求	7
第3 [REDACTED]	9
第4 「下妻の事件」の選任請求	10
第5 刑事部等からの引継ぎ等	12
第6 被疑者の資力合計が50万円以上の場合、当番弁護士による接見・私選弁護人選任の各申出があった場合	13
第7 こんなときは・・・	
1 [REDACTED] または「却下する」場合	19
2 被疑者が外国人の場合	19
3 被疑者が少年の場合	20
4 弁護人から複数選任の申立てがあった場合	22
5 即決裁判事件によることの同意確認のための選任請求の場合	23

## 《 本マニュアルで使用する主な略語 》

選任請求	・・・・・被疑者国選弁護人選任請求
刑事施設等	・・・・・被疑者の収容されている刑事施設、留置施設又は少年鑑別所
請求書等	・・・・・被疑者国選弁護人選任請求書・資力申告書
地方事務所	・・・・・日本司法支援センター（法テラス）東京地方事務所
指名通知依頼	・・・・・国選弁護人候補者指名通知依頼
選任書	・・・・・国選弁護人選任書
不受任等通知	・・・・・弁護人不在・不受任通知
私選申出	・・・・・私選弁護人選任申出
却下命令	・・・・・国選弁護人選任請求却下命令
刑事部等	・・・・・地裁刑事部又は水戸簡裁刑事係
下妻	・・・・・地裁下妻支部又は下妻簡裁
即決の場合	・・・・・検察官から即決裁判手続によることについて同意するかどうかの確認を求められた 被疑者が、同意するかどうかを明らかにしようとする場合
証明書	・・・・・即決裁判手続に係る同意確認を求めたことの証明書

## はじめに

### 1 要件

#### (1) 被疑者国選弁護人選任請求（刑訴法37条の2）が認められる場合

◎ 被疑者に対して勾留状が発せられているすべての事件<sup>1</sup>

（平成30年6月1日から）

上記の場合のほか、「即決裁判手続によることの同意確認」のために選任請求がなされる場合もある（刑訴法350条の17第1項）が、本マニュアルでは、刑訴法37条の2に基づく請求の場合を中心に記述する。【即決の場合…第7の5（p 23）参照】

（お願い）

※



<sup>1</sup> 改正刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）による改正前の刑訴法37条の2は、被疑者国選弁護人請求が認められる事件について、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に限定されていたが、平成30年6月1日から上記改正法が施行されたことにより、勾留状を発せられているすべての事件について対象が拡大された。これにより、[redacted]を利用して被疑者国選関係書類を作成する際に従前行われていた、非対象事件の罪名を削除する等の作業は不要となる。

## (2) 選任の要件

### ア 形式的要件

- a あらかじめ私選弁護人選任申出がされていること（被疑者の資力合計50万円以上の場合。刑訴法37条の3第2項）
- b 勾留状が発せられ、釈放されていないこと（刑訴法37条の2第1項）  
[REDACTED]
- c 資力申告書の提出（刑訴法37条の3第1項）
- d 私選弁護人が選任されていないこと（刑訴法37条の2第1項ただし書）

### イ 実質的要件

貧困その他の事由により弁護人を選任することができないこと（刑訴法37条の2第1項本文）

## 2 当直で取り扱う選任請求事件の形態

- (1) 勾留請求時の選任請求 (p4)
- (2) 勾留後の選任請求 (p7)
- (3) [REDACTED] (p9)
- (4) 「下妻の事件」の選任請求 (p10)
- (5) 地裁刑事部又は簡裁刑事係からの引継ぎ、当直間の引継ぎ等 (p12)

別紙「被疑者国選弁護人選任事件等の手続きの流れ」参照。

## 3 処理裁判官

- (1) 原則として、令状当番裁判官（原則簡裁）が担当する。

したがって、選任請求は原則簡裁で受理するが、簡裁辞令を持たない裁判官が令状当番裁判官である場合には地裁で受理する。

- (2) 令状当番裁判官に当該事件の処理権限<sup>2</sup>がない場合は、  
[REDACTED]

<sup>2</sup> 地裁で指名通知依頼した事件は地裁裁判官が、簡裁で指名通知依頼した事件は簡裁裁判官が、それぞれ処理しなければならない。

例えば、土曜日に簡裁で受理し指名通知依頼まで行った選任請求について、翌日（日曜日）の日直で選任以降の処理をする場合、同日の令状当番裁判官が地裁辞令のみの裁判官であるときは、別

により、当該事件を処理できる裁判官に事務を配てんする。

4 対応に困った場合は、地裁刑事部・簡裁管理職員、刑事訟廷事件係長に電話し、  
指示を仰ぐ。 ( [REDACTED] )

---

の裁判官（簡裁辞令のある裁判官）に処理をお願いすることになる。

3

[REDACTED] に記載されている。

## 第1 勾留請求時の選任請求

### 1 勾留質問に向けての準備

以下の書類を準備する<sup>4</sup>。

- a 請求書等（別紙書式1）
- b 勾留質問調書（別紙書式3の1、外国人の場合は別紙書式3の2）

### 2 勾留質問時における事務

- ① 裁判官が手続教示を行う<sup>5</sup>。
- ② 被疑者から選任請求の意思表示があった場合、勾留質問の場で被疑者に請求書等の用紙を交付し、記載させる<sup>6</sup>。
- ③ 請求書等を裁判官に交付し、要件の審査をしてもらう<sup>7</sup>。

◇資力合計が50万円以上と判明した場合…p13（第6）へ

### 3 勾留質問後における事務

#### （1）受付手続

- ① 請求書等に受付日付印を押す。**と。（この後の手続で必要）**
- ② 上訴申立書等記録簿に登載する（簡裁用。簡裁辞令のない裁判官の時のみ地裁用）。
- ③ 受付日付に符号（記）・番号を記入し、取扱者が認印する。
- ④ 請求書等の宛先に

注) 勾留状につき、

前に、**写しを作成しておくこと**

**を押す。**

<sup>4</sup> [ ] 申述調書（別紙書式11）の書式は、[ ] けがある。

<sup>5</sup> i 弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨（法207条2項）  
ii 弁護人の選任をするには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額（50万円）以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨（法207条3項）

iii 弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ができる旨及びその申出先（弁護人選任事項の教示。刑訴法76条2項、77条2項、3項、207条3項（平成28年12月1日施行）。本教示により申出があった場合の事務処理は、第6の2参照）

<sup>6</sup> 本人が記載できない場合は、申述調書（別紙様式11）を作成する（規則28条の3第1項参照）。ただし、資力申告書は、法律上本人が作成して提出すべきものであり（法37条の3第1項）、申述調書に代えることはできないので、所定の用紙の資力申告書部分の作成を補助するに止める。

<sup>7</sup> 勾留罪名の変更等があった場合には、請求書等記載の罪名等の修正の要否に注意する。

- ⑤ 表紙（別紙書式4の1）を作成する（以後、手続ごとに□にチェック。）
- ⑥ 記録を編成する（表紙、チェック票<sup>8</sup>（別紙書式4の2）、請求書等、不受任等通知等の添付書類の順）。

(2) 地方事務所に対する指名通知依頼（17時まで。17時以降になった場合、依頼事務は翌日に引き継ぐ。）

- ① 勾留状の写しの2枚目以下の上部余白に被疑者氏名を括弧書きで記載する（書類の取違え防止のため。）。
- ② 国選弁護人候補指名通知依頼書（別紙書式5）及び送信書（別紙書式6。書記官名下に認印や書記官印の押なつは不要）を作成する。  
なお、同依頼書の連絡事項欄には、裁判員裁判対象事件、外国人、少年、先行事件の弁護人の有無などを記載する。
- ③ 地方事務所へ電話連絡の上、以下の書類をファクシミリ送信し、送信済みの書類及び地方事務所からの受領書を一件記録に綴る。
  - a 送信書
  - b 国選弁護人候補指名通知依頼書
  - c 勾留状写し

(3) 地方事務所からの指名通知

- ① 地方事務所から事前に電話連絡があり、送信書と国選弁護人候補指名通知書がファクシミリ送信される。
- ② 送信書の受領書部分に必要事項を記載の上、返信する。

(4) 国選弁護人の選任

<sup>8</sup> 令和4年1月25日付け水戸地裁刑事事訟廷管理官発出「被疑者国選弁護人選任手続にかかるチェック票の利用について（事務連絡）」参照。

<sup>9</sup> 受領書が送信されない場合、指名通知依頼書が送信されていないことも考えられるので、必ず地方事務所に受信の有無を確認する。

依頼後、17時までに回答（指名通知）があるか不明な場合は、地方事務所に対し、必ず回答の見込みや指名通知の予定時間を確認する。

- ① 裁判官の指示により、選任書（別紙書式7）を起案し、裁判官の押印を受ける。
- ② 国選弁護人に電話連絡して以下の点を伝える。連絡がとれない場合は、次の当直員に引き継ぐ。
  - a 選任されたこと
  - b 翌執務日以降、刑事部等で選任書原本を受領すること
- ③ 国選弁護人選任通知  
国選弁護人選任通知書（別紙書式8）を作成し、以下のとおり通知（電話連絡の上、ファクシミリ送信（ファクシミリ送信書（別紙書式9）の書記官名下に認印や書記官印の押なつは不要））する。
  - a 被疑者（刑事施設等）<sup>10</sup>
  - b 地方事務所（17時まで。17時以降になった場合、通知事務は翌日に引き継ぐ<sup>11</sup>。）
  - c 檢察庁（電話が通じない場合には、そのまま送信してよい。）
- ④ 選任書写しに、上記③aないしcに通知済みの旨付記する。  
同写し及び通知書原本は、記録に編てつする。

<sup>10</sup> 警察署への電話・FAXは必ず [REDACTED] を利用する。

<sup>11</sup> [REDACTED]

## 第2 勾留後の選任請求

### 1 書類の受領

① 刑事施設等から事前に電話連絡が入り、以下の書類がファクシミリ送信される。

- a 請求書等（別紙書式1）<sup>12</sup>
- b 勾留状写し
- c 不受任等通知（別紙書式2）<sup>13</sup>
- d ファクシミリ送信書（受領書と一体になったもの）

② 受信確認後、送信書の受領書部分に必要事項を記入し、返信する<sup>14</sup>。

### 2 受付事務

#### (1) 受付手続

P4（第1の3(1)）と同じ<sup>15</sup>。

#### (2) 要件審査等

① 勾留状発付庁が「水戸」か（「下妻」の場合があるので注意。）。

② 請求書等の「3 資力申告」欄の合計金額が50万円未満か確認する。

50万円以上の場合、不受任等通知が添付されているか確認する。

◇「水戸」の事件で、資力合計が50万円以上・不受任等通知なしの場合 …p13

（第6の1(1)ア）へ（ただし、勾留質問手続に関する記載を除くほか、1行目の「裁判官が、被疑者に対し」を、「裁判官の指示により、被疑者に対し、刑事施設等の職員を通じて」と読み替える。）

◇「下妻」の事件の場合 …p10（第4）へ

### 3 裁判官への報告（電話連絡等による）

12 誤って即決裁判用の請求書書式（別紙様式18）が使用されていないか確認する（請求書の1の文言に違いがある。）。

13 「被疑者の資力（資力申告書の「3 資力申告」欄の合計金額）が50万円以上」かつ「被疑者がすでに不受任等通知書を受け取っている場合」のみ。

なお、この提出がなかったとしても選任請求の要件を欠くことにはならない。

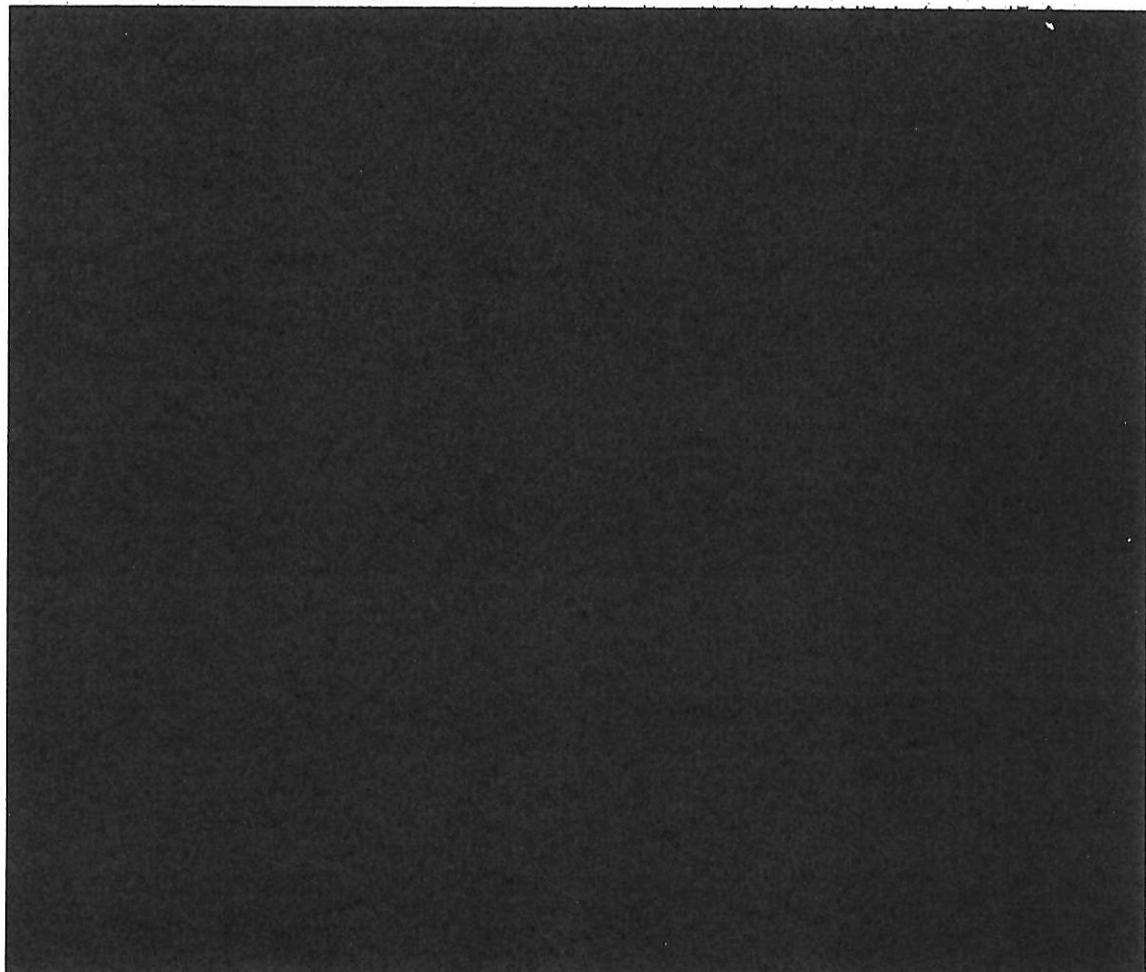
14 書類に不備等がある場合は、刑事施設等に連絡し、不備を補正させた上で、再送信してもらう。受信後、裁判官が必要と認めるときは、刑事施設等へ連絡し、原本を送付させる。

15 勾留状を発付した裁判官の所属に関わらず、勾留後の選任請求は、原則簡裁で受理し、簡裁辞令を持たない裁判官が令状当番裁判官である場合のみ地裁で受理する（勾留状の発付裁判所と選任請求の処理裁判所が同じである必要はない。規則28条の2）。

令状担当裁判官に、電話連絡等適宜の方法で、勾留後の選任請求があったことを報告し、要件の審査をしてもらう。

国選弁護人を付す場合、以下の事務処理は、p5（第1の3(2)）以降に同じ。

第3



- 
- 16 誤って即決裁判用の請求書書式（別紙様式18）が使用されていないか確認する（請求書の1の文言に違いがある。）。
- 17 「被疑者の資力（資力申告書の「3. 資力申告」欄の合計金額）が50万円以上」かつ「被疑者がすでに不受任等通知書を受け取っている場合」のみ。  
なお、この提出がなかったとしても選任請求の要件を欠くことにはならない。
- 18 書類に不備等がある場合は、刑事施設等に連絡し、不備を補正させた上で、再送信してもらう。受信後、裁判官が必要と認めるときは、刑事施設等へ連絡し、原本を送付させる。

## 第4 「下妻の事件」の選任請求

下妻では宿直を行っていないことから、17時以降、請求書等は水戸に提出（刑事施設等からファクシミリ送信）される。

### 1 「下妻で勾留後の事件」の選任請求の場合

#### (1) 書類の受領

P7（第2の1）と同じ。

#### (2) 受付事務

##### ア 受付手続

P4（第1の3(1)）と同じ。

##### イ 要件審査等

P7（第2の2(2)②）と同じ。

#### (3) 記録の引継ぎ等

① 翌朝、下妻の日直に電話連絡の上、書類一切を下妻あての送付書及び送信書（別紙書式10）とともにファクシミリ送信（ファクシミリ送信書の書記官名下に認印や書記官印の押なつは不要）して引き継ぐ<sup>19</sup>。

② 上訴申立等記録簿の備考欄に「平〇、〇、〇 下妻支部（又は下妻簡裁）に回送」と記載する。

(4) 刑事施設等に対し、請求書等を下妻に回送した旨電話連絡する。

(5) 刑事施設等から送信された文書は、以後の当直員を経由して刑事部等に引き継ぐ。

### 2 「下妻で勾留予定の事件」の選任請求の場合

上記1と同じ

なお、下妻で勾留予定の事件かどうかは、請求書等下部の「2 取調べ担当検察官所属の検察庁」欄の記載（「水戸地検下妻支部」）で判別できる。

<sup>19</sup> 翌日が執務日の場合、総務課経由で刑事部等に引き継ぎ、刑事部等から下妻に引き継ぐことになる。

### 3 下妻からの引継ぎの場合<sup>20</sup>

(1) 下妻から、「下妻で勾留状を発付した事件についての選任請求事件の処理を水戸に引き継ぐ」旨の電話連絡があった場合には、次の点を確認する。

- a どの手続以降が未了で、水戸でどこまでの手続をすべきか。
- b 選任請求の受理は簡裁か地裁か。

(2) 処理裁判官の確認等

ア 水戸の令状当番裁判官は、「下妻簡裁」の事件は「下妻簡裁裁判官」として、「下妻支部」の事件は「下妻支部裁判官」として、それぞれ処理する。

イ 書記官作成の書類もてん補序名（下妻支部または下妻簡裁書記官）となるので、以下の点に注意する。

(ア) 通知や事務連絡などの書記官印を押印する必要がある書類  
書記官印に代えて認印を押印する。

(イ) 謄本を作成する必要がある場合（却下の場合など）

被疑者には、刑事施設等の職員を通じるなどして

■ 旨伝達した上、写しを刑事施設等にファクシミリ送信する<sup>21</sup>。

(3) ファクシミリ受信後の事務

- ① 受信した旨、下妻に電話連絡する。
- ② 受信した書類を当直文書受付簿に登載する（下妻簡裁受理のものは簡裁用に、地裁下妻支部受理のものは地裁用に登載する。）。
- ③ 以上の点のほかは水戸の事件と同様に処理し、事務処理後の記録は、以後の当直員を経由して刑事部等に引き継ぐ。

<sup>20</sup> 基本的には下妻の職員が執務時間外も一定程度待機して処理すること、法テラスの執務時間の関係等から、下妻で日直を行わない年末年始を除き、本庁に引き継がれるケースは少ないと思われる。

<sup>21</sup> ■

## 第5 刑事部等からの引継ぎ等（下婁からの引継ぎを除く。）

### 1 刑事部等からの引継ぎの場合

① 休前日、刑事部等の選任請求事件の未済記録は、事件関係送付簿で当直に引き継がれる<sup>22</sup>。

#### ② 当直文書受付簿への登載等

引継ぎを受けた記録は、当直文書受付簿へ登載の上、  
に手続の段階ごとに区別して保管する。

### 2 当直員間の引継ぎの場合等

① 当直文書受付簿により引継ぎを行う（なお、当直から刑事部等へは総務課経由で引き継がれる。）

#### ② 当直員間の確認事項

引継ぎ一覧表（別紙書式20）を用いて、1件ごとに読み合わせて、必要な事務処理を含め確実に引き継ぐ。

#### ③ 記録の保管

引継ぎを受けた記録は、  
に手続の段階ごとに区分して保管する。

### 3 引継ぎが想定される段階

◇ 国選弁護人候補指名通知依頼未了の場合 …以後の処理はp5（第1の3(2)）へ

◇ 国選弁護人候補指名通知待ちの場合 …以後の処理はp5（第1の3(3)）へ

<sup>22</sup> 刑事部等は、当直で処理が必要な事項を記載したメモを添付して未済記録を引き継ぐ。

**第6 被疑者の資力合計が50万円以上の場合、当番弁護士による接見・私選弁護人選任の各申出（以下「当番弁護士・私選弁護人選任の申出」という。）があった場合**

**1 被疑者の資力合計が50万円以上の場合**

**(1) 私選弁護人選任の申出来の場合**

ア 裁判官が、被疑者に対し、あらかじめ私選申出をする必要がある旨説明した上で被疑者国選弁護人選任請求の [REDACTED]、別途私選弁護人選任の申出をさせる（ [REDACTED] 裁判官の指示により、請求を「却下」する場合もありうる。）。被疑者が、国選弁護人選任請求を維持する場合は、勾留質問後、国選弁護人選任請求書・資力申告書等の受付事務を行い、裁判官の指示を受ける。

【請求書等の受付手続 …p4 (第1の3(1)) 参照】

・被疑者国選弁護人選任請求を撤回し、私選弁護人選任申出があった場合は、後記2参照。

イ 勾留質問の場で、被疑者が「資力申告書上の資力は50万円以上であるが、負債等の関係で私選弁護人を選任できない事情」について述べ、裁判官が記録化する必要があると判断したときは、申述調書(別紙書式11)を作成する。

◆選任する場合 …p5 (第1の3(2)) へ

◆ [REDACTED]・却下する場合 …p19 (第7の1) へ

**(2) 私選弁護人選任の申出済みの場合**

ア 裁判所保管の「不在不受任通知等綴り」に当該被疑者のものがないか確認する。

通知書があった場合には、写しを作成し、記録に綴る。

同綴りに通知書がない場合、裁判官にその旨報告し、指示を求める(想定される対応は、選任する、却下する、[REDACTED]、受任の有無について弁護士会に確認できる翌執務日まで判断を留保する、等。)。

イ 勾留質問の場で、被疑者が「私選申出をした時期(どの程度期間が経過

しているか。)」について述べ、裁判官が記録化の必要があると判断したときは、申述調書（別紙書式11）を作成する。

◇選任する場合 …p5（第1の3(2)）へ

◇ [ ]・却下する場合 …p19（第7の1）へ

## 2 当番弁護士・私選弁護人選任の申出があった場合<sup>23</sup>

(1) 勾留質問に立ち会った書記官は、勾留質問調書及び「勾留になった場合の通知先等」（別紙書式21）に、次のとおり記載する。

### ア 勾留質問調書への記載

勾留質問調書の弁護人の選任権告知の「答」欄に、次のいずれかを記載する。

- (ア) 「申出のあった弁護士 ○ ○ ○ ○」
- (イ) 「申出のあった弁護士法人 ○○○○○○」
- (ウ) 「申出のあった弁護士会 ○○○弁護士会」

※茨城県弁護士会のみゴム印あり

### イ 「勾留になった場合の通知先等」への記載

(ア) 茨城県弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出た場合（当番弁護士による接見申出の場合を含む。）

いずれの場合も「当番弁護士」欄の「要」の□欄にチェックを入れる。

(イ) 弁護士、弁護士法人又は茨城県弁護士会以外の弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出た場合

「私選弁護人（上記以外）」欄の「要」の□欄にチェックを入れ、申し出のあった弁護士の氏名又は弁護士法人若しくは弁護士会の名称を「依頼先」欄に記載する。

(2) 勾留質問に立ち会った書記官は、勾留質問終了後、次のとおり、当番弁護士・私選弁護人選任の申出の取次ぎをする。

<sup>23</sup> 茨城県弁護士会では、身柄を拘束されている被疑者から「当番弁護士による接見申出」又は「私選弁護人選任申出」があった場合には、いずれの申出であっても、1回に限り、当番弁護士兼私選弁護人候補者として無料で接見する取扱いとなっている。

ア 茨城県弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出た場合（当番弁護士による接見申出の場合を含む。）

① 刑事弁護センターの留守番電話（電話番号 [REDACTED]）

に次の内容を録音するとともに、②ないし⑤のとおり処理する。

録音内容



② 私選弁護人選任申出通知書（別紙書式12の1）及びその写しを各1部作成し、同通知書にファクシミリ送信書（別紙様式14）を添えて、刑事弁護センターに送信する（誤送信防止のため、短縮登録を用いる。）。

③ 連絡用のメモ（別紙書式13の1又は別紙書式13の2）と上記②の通知書写しを、被疑者の [REDACTED] に交付する。

※ 被疑者が国選弁護人請求をした場合（又は請求の意向を有している場合）は別紙書式13の1、被疑者が国選弁護人請求をしていない場合は、別紙書式13の2を利用する（該当箇所にチェックを入れて利用する。）。

④ 上記②の通知書原本余白に「平成〇年〇月〇日□弁護士会通知済み□ [REDACTED] に写し交付済み」（それぞれにチェックを入れる。）と付記して担当書記官が押印する（ゴム印あり）

なお、刑事弁護センターの受領書は、直近の勤務日に返信される。

⑤ 上記①から④までの事務処理に遗漏がないかを確認の上、「勾留になった場合の通知先等」の [REDACTED] 及び「刑事弁護センター」の各□欄にチェックを入れる。

イ 弁護士、弁護士法人又は茨城県弁護士会以外の弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出た場合

(ア) 指定された弁護士等の調査

① 茨城県弁護士会以外の弁護士会を指定した場合

を確認する。

② 弁護士又は弁護士法人を指定した場合

誤って別の弁護士又は弁護士法人に通知しないように、被疑者が申し出た弁護士の氏名又は弁護士法人の名称等を、次のa及びbの方法を併用して調査する。

a インターネットによる検索

他の当直員と協力して、各当直員が利用可能な自室の

を用いて、日弁連のホームページにある弁護士検索  
(弁護士情報提供サービス「ひまわりサーチ」)を利用して検索する。

ただし、が自室以外にあるなど、インターネット検索が利用できない場合は、の緊急連絡先に連絡して指示を仰ぐ。

b 留置施設への照会

被疑者が収容されている警察署の留置担当に電話照会して、被疑者と接見した弁護士がいれば、その氏名、所属弁護士会、連絡先を確認する。

c 弁護士等を特定できない場合等

上記a及びbの調査によっても被疑者が申し出た弁護士等を特定できない場合や連絡先が不明な場合は、通知不能として扱い、令状担当裁判官に報告した上、同行室又は被疑者が収容されている警察署の留置担当に連絡して、被疑者に伝えてもらう。連絡したときは、後記(イ)のとおり、「勾留になった場合の通知先等」の所定の欄にチェックを入れて記録化する。

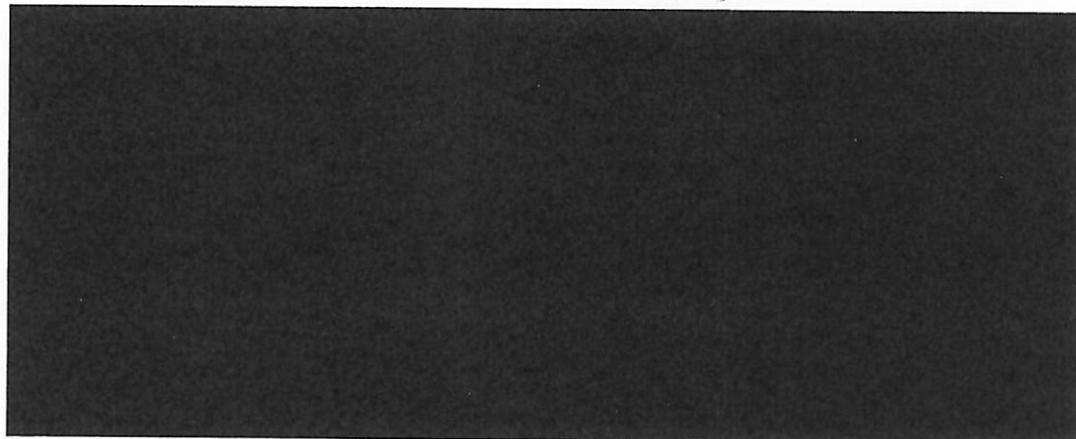
(イ) 申出通知

① 電話による通知

当直の担当書記官は、私選弁護人選任の申出があった旨を、指定され

た弁護士等に電話により通知する。電話の際には、必ず受信者の氏名及び身分を確認し、通知先に間違いがないことを確認する。

なお、留守番電話の場合は、留守番電話のメッセージの内容から相手方が通知先であることを確認できる場合に限り、以下の録音内容の文言に従って電話に吹き込む（ただし、弁護士会の留守番電話の場合は、留守番電話に吹き込まれた質問事項に回答する形式で通知する。）。



## ② 電話による通知ができない場合

電話がつながらなかったり、留守番電話で相手方が通知先であることを確認できなかったときは、指定先に宛てた弁護人選任申出通知書（別紙書式12の2）及びその写しを各1部作成し、原本を [REDACTED] を使用して、即日通知先に郵送する。

なお、通知先の電話番号が不明な場合も同様とする。

### (イ) 「勾留になった場合の通知先等」（別紙書式2.1）への記載

上記(ア)、(イ)の事務処理に遗漏がないかを確認の上、「勾留になった場合の通知先等」の「私選弁護人（上記以外）」欄の「即日通知済み」又は「通知不能」の□欄にチェックを入れる。さらに、通知済みの場合は通知方法を○で囲み、通知不能の場合は、留置場所に被疑者への連絡を依頼したことを確認の上、「即日留置場所に連絡依頼済み」の□欄にチェックを入れる。

### (3) 茨城県弁護士会に対する当番弁護士・私選弁護人選任の申出の取次ぎの結果、

不受任等通知が送信されてきた場合<sup>24</sup>、裁判所保管の不在不受任通知等綴りに編年体で編てつする。

被疑者国選弁護人選任請求の判断が留保されている場合は、令状担当裁判官に、電話連絡等適宜の方法で、不受任通知の送信があったことを報告し、選任請求の要件審査をしてもらう。

国選弁護人を付す場合、以下の事務処理は、p5（第1の3(2)）以降に同じ。

#### （4）私選弁護人選任申出通知書等の保管

私選弁護人選任申出通知書（前記(2)ア②～④）、弁護人選任申出通知書写し（前記(2)イ(イ)②）、ファクシミリ送信書、受領書及び「勾留になった場合の通知先等」は、直近の執務日に勾留事務取扱庁の刑事担当部係に引き継ぐ。

<sup>24</sup> 弁護士から電話で不受任等の通知があった場合、電話聴取書（別紙書式15）を作成する。この場合、書面による通知は、茨城県弁護士会本部事務局から休日明けに刑事部あてに送付される。

## 第7 こんなときは・・・

### 1 または「却下する」場合

(1)



(2) 却下する場合

① 却下命令（別紙書式17）を起案し、裁判官の押印を受ける。

② 却下命令謄本の被疑者への送達

勾留質問後に交付送達し、送達報告書を記録に編てつする。

当日交付送達できない場合は、刑事施設等の職員を通じて後日謄本が送達される旨伝達した上、却下命令写しを刑事施設等にファクシミリ送信し、ファクシミリ送信書等を記録に編てつする。この場合、却下命令の謄本1通は、記録と共に刑事部等へ引き継ぐ。

### 2 被疑者が外国人の場合

これまで述べてきた場合との主な相違点は次のとおり。

(1) 使用する書式〔請求書等、国選弁護人選任（解任）通知書、却下命令〕以下の14言語（以下、「主要言語」という。）については翻訳書式（「令状関係綴り」参照）を使用する<sup>26</sup>。

英語、中国語（北京語）、韓国朝鮮語、タイ語、ペルシャ語、フィリピン（タガログ）語、スペイン語、ウルドゥー語、ベンガル語、ベトナム語、シンハラ語、ポルトガル語、ミャンマー語、ロシア語

25

申述調書（別紙書式11）の書式は、

けがある。

26 主要言語を使用する被疑者が「読み書きができない」場合等には、通訳人を介して手続教示を行い、翻訳書式に署名押印を求める。どうしても自分で作成できない被疑者の場合には、申述調書を作成し、本人に読み聞かせ、署名指印をさせるほか、同調書に通訳人を介して手続を行った旨を記載し、通訳人に署名押印させる。

(2) 私選弁護人選任申出通知書（別紙書式12の1）

主要言語については翻訳書式を利用する。ファクシミリ送信の際は、裁判所からの取次ぎであることが分かるよう、ファクシミリ送信書を使用する<sup>27</sup>。

(3) 勾留質問調書

外国人被疑者国選用の勾留質問調書（別紙書式3の2）を使用する。

(4) 通訳人に関する事務

被疑者への権利告知等について、通訳人も了知できるよう留意する<sup>28</sup>。

### 3 被疑者が少年の場合

#### 【身柄拘束の種類による分類】

1 勾留

2 勾留に代わる観護措置

3 みなし勾留

これまで述べてきた場合との主な相違点等は次のとおり。

(1) 「勾留」の場合

日本人成人の場合と同様に処理する。

(2) 「勾留に代わる観護措置」の場合

勾留質問調書ではなく陳述調書（別紙書式3の3）を使用するほかは、勾留の場合と同様に処理する。

(3) 「みなし勾留」の場合

ア 「検察官送致決定の告知手続の場における選任請求」の場合

家裁に連絡する（家裁において処理する。）。

イ 「検察官送致決定の告知手続後における選任請求」の場合

(ア) 処理すべき裁判官

<sup>27</sup> 同書式の使用要領については、[ ]の平成18年9月29日付け刑事局一課長、家庭局二課長「外国人事件に使用する私選弁護人選任申出書について」（事務連絡）参照。刑事施設等で利用している[ ]書式の標題は「私選弁護人選任申出書」となる。

<sup>28</sup> 主要言語については、[ ]「勾留質問を受けるみなさんへ」及び「弁護人の選任について」と題する翻訳文が備え置かれているが、それ以外の言語の場合は、通訳人を介しての説明のみとなる。

検察官送致決定を行った家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（支部を含む。）又は簡易裁判所の裁判官<sup>29</sup>。

(イ) 請求の際に提出されるべき書類 (p7 (第2の1①b関係))

a 観護措置決定（又は観護状）謄本及び観護措置更新決定謄本写し<sup>30</sup>  
観護措置がとられたこと及びその対象となった事実を確認する。

b 検察官送致決定（いわゆる逆送決定）謄本写し  
決定があつたこと及びその対象となった事実を確認する（「罪となるべき事実」<sup>31</sup>がみなし勾留の事実となる。）。

c 告知調書謄本写し

罪となるべき事実及び勾留事由（刑事訴訟法60条1項各号）が告知されたことを確認する。

(ウ) 要件審査等

① 請求書等記載の「事件名」と検察官送致決定写し又は告知調書写し記載の罪名、罪となるべき事実、勾留要件等を確認する<sup>32</sup>。

② 私選弁護人が選任されていないことの確認

みなし勾留の場合、少年又は保護者が選任した弁護士である付添人は、検察官送致決定により弁護人とみなされる。したがって、告知調書に付添人の記載がある場合には、これが少年又は保護者が選任した弁護士で

<sup>29</sup> 刑訴規280条の2第1項。ただし、少年の身柄が同地方裁判所の管轄区域外に在る少年鑑別所又は刑事施設に収容された後の請求の場合には、請求先の裁判所は当該地裁（又は簡裁）ではなく、当該収容場所の所在地を管轄する地裁（又は簡裁）の裁判官（刑訴規280条の2第3項）。したがって、仮に、自府の管轄区域外の少年鑑別所又は刑事施設に収容されている被疑少年から同選任請求があった場合には請求先の誤りとなるので、その旨裁判官に報告する。

<sup>30</sup> 勾留状（謄本）の写しは添付されない。

<sup>31</sup> [REDACTED] 告知調書で確認する。なお、勾留の起算日は、検察庁が当該事件を受理した日（逆送決定に押印されている検察庁の受理印から確認できる。）である。

<sup>32</sup> 少年法等の一部を改正する法律の施行（令和4年4月1日）により、①罰金以下の刑に当たる犯罪であつて、②司法警察員から検察官に送致された時点の被疑者の年齢が18歳以上であり、③法施行後の行為であれば、勾留請求が可能となる。また、要件としても、逆送決定を受けた特定少年である被疑者は、やむを得ない場合でなくとも勾留状の発付が可能となった点に留意する（令和4年3月8日付け刑事局第三課長、総務局第三課長、家庭局第一課長「少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う刑事手続における事務処理上の留意点について」（事務連絡）参照）。

ある付添人かどうか、辞任しているかどうか<sup>33</sup>等、裁判官に報告し、刑事施設等に確認するか指示を仰ぐ。

ウ 資力が50万円以上で、私選申出をしていない場合

私選申出先の弁護士会として、茨城県弁護士会を教示する。

なお、少年の身柄が管轄区域外に在る少年鑑別所又は刑事施設に収容された場合、私選申出先の弁護士会は、収容場所の所在地を管轄する地裁の管轄区域内に在る弁護士会となる<sup>34</sup>。

#### 4 弁護人から複数選任の申立てがあった場合

ある事件で既に選任された被疑者国選弁護人から、同一事件について複数（更に一人）の弁護人を付されたい旨の申立書が提出される場合がある（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件の場合（刑訴法37条の5））。

この複数選任の申立てがあった場合、以下の事務処理のほかは「勾留後の選任請求」（p7（第2の2）以降）に準じて処理する。

（1）申立書を確認する。

- a 当該事件の国選弁護人からの申立てか（選任書写しが添付されていない場合には、上訴申立等記録簿（当該事件の備考欄の記載）又は■で確認する。）。
- b 当該事件が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件か<sup>35</sup>。
- c 複数選任を求める理由の記載があるか。
- d 受任を内諾している弁護士名の記載があるか。
- e 被疑者が釈放されていないか、勾留場所の留置担当者に電話で確認する。

（2）裁判官への報告

<sup>33</sup> 法律扶助による付添人の場合は、検察官送致されると辞任する場合が多い。

<sup>34</sup> 刑訴規280条の3第2項。ただし、管轄区域外に収容された少年からの選任請求は、収容場所の所在地を管轄する地裁又は簡裁の裁判官に請求されるので、同選任請求を水戸で取り扱うことはない。

<sup>35</sup> 傷害致死（刑法205条）、危険運転致死罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条1～6号）等のように、裁判員裁判対象事件であっても、被疑者国選弁護人の複数選任の対象事件ではないケースがあるので、注意を要する。

裁判官に上記(1)aないしeを確認してもらうとともに、複数選任の要否を検討してもらう。

(3) 地方事務所に指名通知依頼を行う際は、指名通知依頼書の備考欄に以下の点を記載する。

- a 複数選任の申立てである旨
- b 受任を内諾している弁護士名

## 5 即決裁判事件によることの同意確認のための選任請求の場合

### ○選任請求（刑訴法350条の17第1項）が認められる場合

死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件で、検察官から即決裁判手続によることについて同意するかどうかの確認を求められた被疑者が、同意をするかどうか明らかにしようとする場合

- ・法定刑は条文に当たって確認すること

#### (1) 書類の受領

ファクシミリ送信される書類のうち、「請求書等」の様式が異なること、「証明書（別紙書式19）」が加わること以外は、基本的にp7（第2の1）に同じ。

#### (2) 受付事務

##### ア 受付手続

P4（第1の3(1)）に同じ。

##### イ 要件審査等<sup>36</sup>

- ① 請求書等の書式が即決裁判用（別紙書式18）か確認する。
- ② 即決の場合に当たるかどうか、罰条を確認する。
- ③ 請求書等の「3 資力申告」欄の合計金額が50万円未満か確認する。50万円以上の場合、不受任等通知が添付されているか確認する。

【資力合計が5.0万円以上・不受任等通知なしの場合…p13（第6）参照。】

<sup>36</sup> 即決の場合においては、「勾留されていること」は要件ではない。

ただし、勾留質問手続に関する記載を除くほか、3行目の「裁判官が、被疑者に対し」を「裁判官の指示により、被疑者に対し、刑事施設等の職員を通じて」と読み替える。】

④ 私選弁護人が選任されていないか。

刑事施設等の職員が私選弁護人選任を覚知している場合は、請求書等の取次ぎの際に適宜の方法で通知される。

⑤ 証明書が添付されているか確認する。

証明書がない場合は検察庁に確認する。同意確認中と判明した場合は、その旨の電話聴取書を作成し、記録に編てつする。

(3) 裁判官への報告 (裁判官による要件審査)

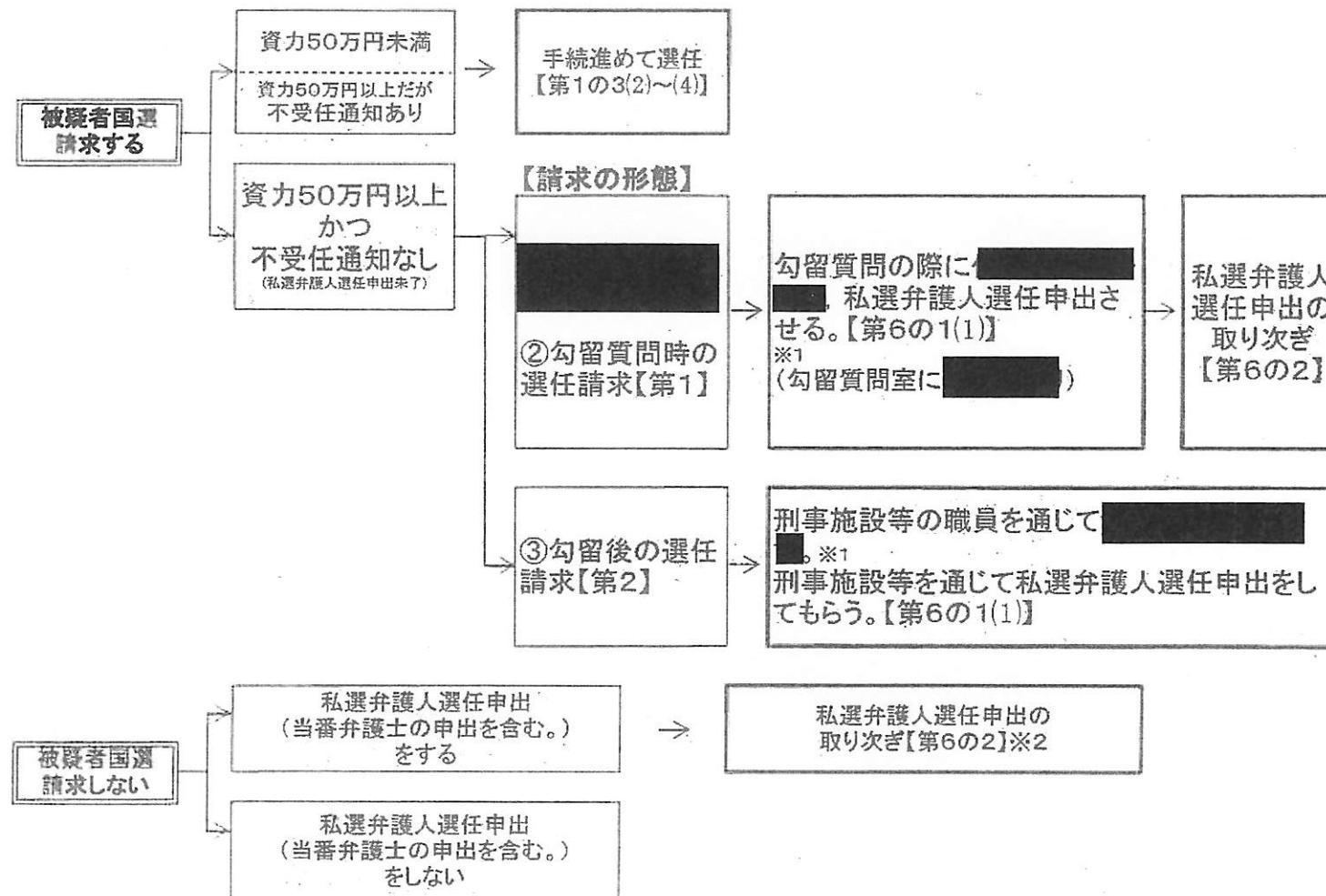
(4) 要件審査後の事務

裁判官の指示により国選弁護人を選任する場合、以下の事務処理は、p5 (第1の3(2)) 以降に同じ。

◇ [ ] ・却下する場合 …p19 (第7の1) へ

(別紙)

## 被疑者国選弁護人選任請求事件等の手続きの流れ



私選弁護人が受任  
しなかった場合、弁  
護士会からその旨  
の書類(不受任通  
知)が本人に渡され  
るので、同書類を添  
付の上、再度、被疑  
者国選の請求をして  
もらうことになる

※1 被疑者が ■ 場合には、裁判官の指示により、選任請求を却下する場合もありうる。

※2 茨城県弁護士会では、身柄を拘束されている被疑者から「当番弁護士による接見申出」又は「私選弁護人選任申出」があった場合には、いずれの申出であっても、1回に限り、当番弁護士兼私選弁護人候補者として無料で接見する取扱いとなっている。

## 別紙書式 1

(被疑者国選弁護・通常事件用)

## 国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、茨城県弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないで、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 \_\_\_\_\_

## 2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、茨城県弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため  
 (2) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、茨城県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため  
 ア 茨城県弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。  
 イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。  
 ウ いまだ茨城県弁護士会から連絡がない。  
 (3) その他の理由 (具体的に書いてください。)

## 3 資力申告

私の次の資産の合計額(資力といふ。)と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	金融機関に対する預貯金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	社内預金等	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	金融機関の自己宛小切手	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	郵便貯金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)

合計 約 円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

1 添付書類  勾留状・告知調書等の写し  不在・不受任通知書

2 取調べ担当検察官所属の検察庁 \_\_\_\_\_

3 留置・収容場所 \_\_\_\_\_

4 国籍 \_\_\_\_\_ 言語 \_\_\_\_\_ 語

5 他事件での国選弁護人選任の有無  無  有 (弁護人名) \_\_\_\_\_

別紙書式2①

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

水戸地方裁判所 御中

茨城県弁護士会

通 知 書

被疑者 被告人 \_\_\_\_\_ から別紙私選弁護人選任申出書のとおり  
当弁護士会に私選弁護人選任申出があり、

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日別紙通知書のとおり通知しました。

別紙書式2②

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

茨城県弁護士会 御中

氏名 \_\_\_\_\_

(明治・大正 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生) (男・女)  
(昭和・平成 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生) (男・女)

収容場所 警察署留置場

(連絡先: \_\_\_\_\_)

私選弁護人選任申出書

私に対する下記の被疑事件について、私選弁護人選任の申出をします。

記

1  逮捕日 /  勾留日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ 送致予定の(送致した)検察庁 水戸地方検察庁 (本庁 土浦支部 下妻支部)

※ 勾留されている場合には、勾留日の前の□にレ印を記した上で勾留された日を記入して下さい。  
逮捕されてまだ勾留されていない場合には逮捕日の前の□にレ印を記した上で逮捕された日を記入してください。

2 罪名・罰条 \_\_\_\_\_

※ 逮捕・勾留された事件の罪名・罰条を記入して下さい。

3 添付書類 \_\_\_\_\_

有り  無し

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申出人 殿

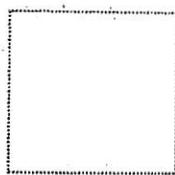
茨城県弁護士会

通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、レ印を記した事項を通知します。

- 当弁護士会が貴殿の弁護人となろうとする者として紹介した  弁護士  
は、貴殿の私選弁護人として受任しませんでした。
- ※ この欄は被疑者から私選弁護人選任申込みがあったときに使用します。
- 当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。
- ※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

裁判官認印



## 勾 留 質 問 調 書

被疑者

被疑者に対する  
令和 年 月 日

裁判所において、

裁 判 官  
裁判所書記官

被疑事件について、

は、  
を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 檢察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何を述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、茨城県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

印

前同日同所

裁判所書記官

別紙書式3の2

(外国人用)  
裁判官認印

勾 留 質 問 調 書

被疑者

被疑者に対する  
令和 年 月 日 裁判所において、  
裁判官  
裁判所書記官 は、  
を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何  
か述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護  
人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選  
任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならな  
い旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、茨城県弁護士会に弁護  
人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋  
ねたところ、

答 勾留通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

印

この手続きは、通訳人

を介して行った。

前同日同所

裁判所書記官

別紙書式3の3

裁判官認印

陳述調書

被疑少年

被疑少年に対する  
令和 年 月 日

裁判所において、

裁判官  
裁判所書記官

被疑事件について、

は、  
を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、職業及び住居はどうか。

答 観護措置請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について、勾留に代わる観護措置の請求があつたが、これに対して何か述べることはないか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、茨城県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、少年鑑別所に収容した場合の通知先を尋ねたところ、

答 観護措置通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑少年

印

前同日同序

裁判所書記官

## 被疑者国選弁護人選任請求記録

水戸 地方 簡易 裁判所

記番号	令和 年(記)第 号	申立日	令和 年 月 日	
裁判官	書記官			
事件名				
被疑者	刑事収容施設 <input type="checkbox"/> 茨城県 <input type="checkbox"/> 水戸刑務所 ※外国人の場合 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 拘置支所 <input type="checkbox"/> 水戸少年鑑別所 言語 <input type="checkbox"/> 語			
検察官	( <input type="checkbox"/> 即決同意確認 ) 内線			
手 続 進 行 状 況	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 勾留状・告知調書写し <input type="checkbox"/> 不在・不受任通知 <input type="checkbox"/> 即決裁判手続の同意確認中であることを証明する書面 <input type="checkbox"/>	手 続 進 行 状 況	<input type="checkbox"/> 裁判官による要件審査 <input type="checkbox"/> 指名通知依頼 令 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> 茨城 <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 事前Tel <input type="checkbox"/> Fax <input type="checkbox"/> 受領書受信
		<input type="checkbox"/> (裁判所において受理した場合のみ) 弁護士会への連絡 <input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> Fax ※休日 <input type="checkbox"/> 連絡メモ <input type="checkbox"/> 通知書写し交付		<input type="checkbox"/> 指名通知 令 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 茨城 <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 事前Tel <input type="checkbox"/> Fax <input type="checkbox"/> 受領書送信
	不 在 不 受 任 通 知 等	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 不受任 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> Fax <input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> 使送 休日電話のみの場合の通知書の追完 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	結果 通知	<input type="checkbox"/> 選任 (氏名: ) <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 任意の撤回 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		<input type="checkbox"/> 候察官 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 被疑者 刑事収容施設・その他 ( ) 照会 令 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> Fax <input type="checkbox"/> Tel 期限 令 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 回答 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> 調書 被疑者 <input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> Fax送信/ <input type="checkbox"/> 受領書受信 (収容警察署) ( <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 特送) センター <input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> Fax送信/ <input type="checkbox"/> 受領書受信 検察官 <input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> Fax送信/ <input type="checkbox"/> 受領書受信
				<input type="checkbox"/> 保存 始期 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 終期 令和 年 月 日

(注) 上記の該当事項につき、□にレを付する。

## 被疑者国選弁護人選任手続にかかるチェック票

※記録表紙の次に編綴し、書面の作成の都度チェックする。

手続	作成書面等	点検箇所	確認事項・注意事項等	チェック
① 受付時	記録表紙	裁判所名	・当日の担当裁判官により「地方」「簡易」を確認	
		記番号	・請求書・資力申告書の受付番号を確認	
		被疑者名、事件名、収容施設	・添付の勾留状写し等により確認	
② 指名通知依頼時	国選弁護人候補者指名通知書 (依頼書(ファクシミリ送信書も同じ))	裁判所名	・受け付けた裁判所名と合っているか(勾留と被疑者の受付裁判所が異なる場合、 印刷時に変更しているか)、当直裁判官に受付裁判所の辞令(地裁or簡裁)があるか	
		宛先	・平日日中は「茨城地方事務所」、休日は「東京地方事務所」を確認	
		通知回答期限、依頼日	・日付に間違いがないか(依頼日が当日の日付になっているか)、通知回答期限が依頼日の翌日の日付になっているか	
		番号	・(記)番号は請求書・資力申告書の受付番号で確認	
		被疑者の氏名、生年月日、勾留場所、勾留日、事件名、(通訳言語)	・添付の勾留状写し等により確認 (→日本語に通じない外国人の場合「通訳言語」を確認)	
		連絡事項	・記録等から明らかなものがあれば記入	
③ 選任時	国選弁護人選任書	番号	・(記)番号は請求書・資力申告書の受付番号で確認	
		弁護士	・法テラスから送付された「国選弁護人候補者指名通知書」の「氏名」を確認(所属事務所名と間違えないように)	
		被疑者名事件名	・被疑者名や事件名の齟齬がないか、勾留状写しや請求書・資力申告書等記録から確認	
		日付	・裁判官の決裁印の押捺日と合っているか。	
		裁判所名	・②の裁判所名と合っているかを確認	
		裁判官名	・上記裁判所の辞令を持っているかを確認	
④ 選任通知時	国選弁護人選任通知書 (ファクシミリ送信書も同じ)	番号	・(記)番号は請求書・資力申告書の受付番号で確認	
		宛先	・検察官あて:勾留請求時の検察庁名になっているか。 ・被疑者あて:添付の勾留状写し等により確認(ファクシミリ送信書は収容施設の長あて) ・法テラスあて:平日日中は「茨城地方事務所」、休日は「東京地方事務所」	
		日付	・選任通知書は選任日、ファクシミリ送信書は送信日	
		裁判所名	・③の裁判所名と合っているかを確認	
		弁護士氏名	・法テラスから送付された「国選弁護人候補者指名通知書」の「氏名」を確認(所属事務所名と間違えないように)	
		事務所又は住所	・法テラスから送付された「国選弁護人候補者指名通知書」の「事務所所在地」を確認	
		1号、2号の別	「国選弁護人候補者指名通知書」の「総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別」欄に記載された条文と一致しているかを確認	

別紙書式5

国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター東京地方事務所 御中			水戸 裁判所		
進行番号		通知回答期限	令和 年 月 日		依頼日
被疑者			生年 月日	令和 年 月 日生	勾留場所
			通訳言語		
事件	勾留日	番号	事件名		
	令和 年 月 日	令和 年(記)第 号			
国選弁護人 選任請求の別	刑事訴訟法第37条の2				
連絡事項					

国選弁護人候補指名通知書

国選弁護人候補	氏名			
	住所又は事務所	〒		
	所属弁護士会名	弁護士会		
	総合法律支援法第8 9条第2項に掲げる 国選弁護人契約弁護 士の別	<input type="checkbox"/> 総合法律支援法第8・9条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律支援法第8・9条第2項第2号		

法テラス 使用欄	決 裁 者	代 決 者	担 当 者	打 診	承 諾	通 知
-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------	--------

令和 年 月 日

ファクシミリ送信書

日本司法支援センター東京地方事務所 御中

水戸 裁判所  
裁判所書記官  
電話  
FAX

令和 年（記）第 号国選弁護人選任請求（被疑者 ）について、下記文書を送付します。

記

- 1 国選弁護人候補指名通知依頼書 1通  
2 勾留状写し 1通 以上

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただけようお願いします。

令和 年 月 日

受 領 書

水戸 裁判所  
裁判所書記官 殿  
日本司法支援センター東京地方事務所  
担当者  
電話  
FAX

上記文書正に受領しました。

別紙書式 7

令和 年 (記) 第 号

国選弁護人選任書

茨城県弁護士会所属

弁護士

上記の弁護士を被疑者 に対する 被疑事件の国選弁護人に  
選任する。

令和 年 月 日

裁判所

裁判官

別紙書式8の1

令和 年 (記) 第 号

被疑者

被疑事件

令和 年 月 日

水戸地方検察庁検察官 殿

裁判所

裁判所書記官

国選弁護人選任通知書

頭書の被疑事件について、下記の弁護士が、国選弁護人に選任されたから通知します。

記

弁護士氏名

事務所又は住所 〒

TEL

FAX

茨城県弁護士会

(総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別)

総合法律支援法第39条第2項第 号

別紙書式8の2

令和 年（記）第 号

被疑者

被疑事件

令和 年 月 日

被疑者 殿

（※法テラス宛の場合は、「日本司法支援センター東京地方事務所 御中」）

裁判所

裁判所書記官

国選弁護人選任通知書

頭書の被疑事件について、下記の弁護士が、国選弁護人に選任されたから通知します。

記

弁護士氏名

事務所又は住所 〒

TEL

FAX

茨城県弁護士会

令和 年 月 日

ファクシミリ送信書

水戸 檢察庁検察官 殿  
茨城県 警察署長 殿  
日本司法支援センター東京地方事務所 御中

水戸 裁判所  
裁判所書記官  
電話  
FAX

令和 年 (記) 第 号国選弁護人選任請求(被疑者 )について、下記文書を送付します。

記  
国選弁護人選任通知書 1通 以上

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただけようお願いします。

令和 年 月 日

受 領 書

水戸 裁判所  
裁判所書記官 殿

- 水戸 檢察庁
- 茨城県 警察署長
- 日本司法支援センター東京地方事務所  
担当者  
電話  
FAX

上記文書正に受領しました。

令和 年 月 日

ファクシミリ送信書

水戸地方裁判所下妻支部・下妻簡易裁判所  
担当者 殿

水戸地方・水戸簡易裁判所（当直）

裁判所書記官

電話

FAX

令和 年（記）第 号国選弁護人選任請求（被疑者 ）について、下記文書を送付します。

記

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書 | 通    |
| 2 弁護人不在・不受任通知      | 通    |
| 3 勾留状の写し           | 通    |
| 4 同意確認に関する書面       | 通 以上 |

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただけようお願いします。

令和 年 月 日

受 領 書

水戸地方・水戸簡易裁判所（当直）  
担当者 殿

水戸地方裁判所下妻支部・下妻簡易裁判所（当直）

担当者

電話

FAX

貴府の令和 年（記）第 号国選弁護人選任請求（被疑者 ）について、下記文書正に受領しました。

記

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書 | 通    |
| 2 弁護人不在・不受任通知      | 通    |
| 3 勾留状の写し           | 通    |
| 4 同意確認に関する書面       | 通 以上 |

令和 年 月 日

水戸地方裁判所下妻支部・下妻簡易裁判所 御中

水戸地方・簡易裁判所（当直）

裁判所書記官

送 付 書

当庁令和 年（記）第 号被疑者国選弁護人選任請求事件（被疑者 ）  
について、一件記録1冊を送付します。

令和〇〇年（記）第〇〇号		裁判官 認印
申述調書		
作成	令和〇〇年〇〇月〇〇日 水戸 □地方□簡易 裁判所	
	裁判所書記官 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> (印)	
被疑者	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
被疑事件	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	
申述をした年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
申述をした場所	水戸 □地方□簡易 裁判所勾留質問室	
申述を受けた裁判所	水戸 □地方□簡易 裁判所	
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
申述をした者	被疑者	
申述の要旨 (記載例)	<p>1 令和〇年〇月〇日茨城県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みを拒まれたため、私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求する。</p> <p>2 私の資産の合計額は、金70万円であるが、消費者金融に約金400万円の借金があり、自動車ローンが・・・（以下省略）</p>	
以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。		
被疑者 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		指印

別紙書式12の1

令和 年 月 日

茨城県弁護士会 御中

水戸〇〇裁判所  
裁判所書記官

私選弁護人選任申出通知書

被 疑 者

男・女

年 月 日

被疑者に対する下記被疑事件について、被疑者から私選弁護人選任の申出があつたので通知します。

記

罪名・罰条

勾 留 場 所

勾 留 日 令和 年 月 日

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

令和 年 月 日

申 出 人 殿

茨城県弁護士会

通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、レ印を記した事項を通知します。

当弁護士会が貴殿の弁護人となろうとする者として紹介した\_\_\_\_\_弁護士は、貴殿の私選弁護人として受任しませんでした。

※ この欄は被疑者から私選弁護人選任申込みがあつたときに使用します。

当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。

※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

別紙書式1.2の2

(弁護士個人・弁護士法人・県外弁護士会用)

令和 年 月 日

弁護士 \_\_\_\_\_ 殿  
弁護士法人 \_\_\_\_\_ 御中  
弁護士会 \_\_\_\_\_ 御中

水戸 裁判所  
裁判所書記官

弁護人選任申出通知書

罪名 被疑者 男・女

明治・大正 年 月 日生  
昭和・平成 (国籍 言語 )

貴 殿

上記の被疑者に対する頭書被疑事件について、被疑者から貴弁護士法人を指定

貴弁護士会

に  
して、弁護人選任したい旨の申出があつたので通知します。  
を

拘置支所  
同被疑者は、令和 年 月 日から  
茨城県 警察署留置施設  
に勾留中です。

(被疑者国選請求事件用)

ご 連 絡

- 被疑者から国選弁護人選任請求書・資力申告書の提出は受けておりませんので、接見に来た弁護士からの不受任通知（もしくは弁護士会からの不在通知）を受けた場合には、国選弁護人選任請求の手続を進めてください。
- 被疑者から国選弁護人選任請求書・資力申告書の提出を受け、処理を保留しておりますので、接見に来た弁護士からの不受任通知（もしくは弁護士会からの不在通知）を受けた場合には、その不受任通知書等を裁判所あてファクシミリ送信してください。

なお、私選弁護人選任届が提出された場合には、できるだけ裁判所にご連絡いただけるようご協力をお願いします。

水戸地方・簡易裁判所

(被疑者国選非請求事件用)

令和 年 月 日

留置担当者 殿

ご 連 絡

私選弁護人選任

被疑者は、本日、勾留質問の際に を申しましたの  
 当番弁護士による接見

で、弁護士が被疑者との接見に訪れた際は、私選弁護人選任申出通知書の写しを弁

護士に交付してください。

水戸地方・簡易裁判所

令和 年 月 日

ファクシミリ送信書

茨城県弁護士会 御中

水戸 裁判所

裁判所書記官

電話 / FAX

被疑者 の勾留に関する処分について、下記文書を送付します。

記

私選弁護人選任申出通知書 1通

以上

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いします。

令和 年 月 日

受 領 書

水戸 裁判所

裁判所書記官 殿

茨城県弁護士会

担当者

電話 / FAX

上記文書正に受領しました。

裁判官	
認印	

簡易  
記番号 水戸 裁判所 支部  
地方  
令和 年(記) 第 号  記番号なし

被疑者 \_\_\_\_\_

### 電話聴取書

聴取日時 令和 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分

発信者  茨城県弁護士会弁護士  水戸 檢察官 檢察事務官  
地検  
区検  
東京  
 日本司法支援センター 地方事務所  
茨城  
 茨城県 警察署留置管理課  水戸拘置支所  
 水戸少年刑務所  水戸少年鑑別所  その他 ( )

あて先 水戸 裁判所 支部 裁判官  
受信取扱者 [ ]

標題 \_\_\_\_\_

聴取内容

- 頭書被疑者の申し出に基づき、茨城県弁護士会から派遣され、同被疑者と接見しましたが、同人からの私選弁護人選任の申込みを拒みました。正式な通知書は休日明けにファクミシリ送信します。
- 茨城県弁護士会から頭書被疑者の弁護人となろうとする者として弁護士が接見に来ましたが、同人から不受任通知がされました。
-

別紙書式16

裁判官	
認印	

勾留（請求）年月日 令和 年 月 日

記番号  水戸 簡易 裁判所 令和 年（記）第 号  
地方

事件名

撤回書

簡易  
水戸 裁判所  
地方

裁判官 殿

令和 年 月 日 私が請求した頭書国選弁護人選任請求は、都合により撤回します。

令和 年 月 日

請求者（被疑者） \_\_\_\_\_ 印

令和 年 (記) 第 号

国選弁護人選任請求却下命令

被疑者

年 月 日 生

(勾留場所 )

被疑者に対する 被疑事件について、令和 年 月 日  
被疑者から国選弁護人選任の請求があったが、下記 の理由により、これ  
を却下する。

記

- 1 貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとは認められない。
- 2 被疑者が選任した弁護人がある。
- 3 被疑者以外の者が選任した弁護人がある。
- 4 被疑者が釈放されている。
- 5 資力が基準額以上であるが、あらかじめ、刑事訴訟法第37条の3第2項に規定する弁護人選任の申出をしていない。
- 6 資力申告書を提出していない。

令和 年 月 日

水戸〇〇裁判所

裁判官

## 国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、茨城県弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、検察官から即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求められたが、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 \_\_\_\_\_

2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、茨城県弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため  
 (2) 令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日、茨城県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため  
 ア 茨城県弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。  
 イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。  
 ウ いまだ茨城県弁護士会から連絡がない。  
 (3) その他の理由 (具体的に書いてください。)

[ ]

3 資力申告

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	( <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	金融機関に対する預貯金	( <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	社内預金等	( <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	金融機関の自己宛小切手	( <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	郵便為替	( <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)

合計 約 円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日生)

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

1 添付書類  勾留状・告知調書等の写し  不在・不受任通知書 即決裁判手続の同意確認中であることを証明する書面

2 即決裁判手続の同意確認を求めている検察官の所属庁 \_\_\_\_\_

3 留置・収容場所 \_\_\_\_\_

4 国籍 \_\_\_\_\_ 言語 \_\_\_\_\_ 語

5 他事件での国選弁護人選任の有無  無  有 (弁護人名) \_\_\_\_\_

即決裁判手続に係る同意確認を求めたことの証明書

当職は、被疑者 に係る 被疑事件

につき、本日、被疑者に対し、即決裁判手続によることについて、同意  
をするかどうかを明らかにするよう求めました。

令和 年 月 日

水戸地方（区）検察庁

検察官検事 (記名押印)

## 引継ぎ一覧表(被疑者選記録)

## 記録(件)

月曜日

進行中

引継  
者印引受  
者印指名依頼 指名通知 選任未了 通知未了 既済  
未了 待ち

日	日→宿						
日	宿→日						
日	日→宿						
日	宿→日						
日	日→宿						
日	宿→日						
日	日→宿						
日	宿→日						
日	日→宿						
日	宿→日						

- 記入要領
- 1 引継者が進捗状況に応じた該当箇所に件数を記入し、それぞれ押印をする。
  - 2 「既済」には、国選弁護人選任通知書受領書待ちの記録、請求撤回になった記録が該当する。
  - 3 記録は、[ ] の該当箇所に保管する。
  - 4 引継ぎは、必ず記録現物に当たって行う。
  - 5 [ ] の記録が引き継がれた場合には、勾留請求予定の事件に[ ] にかかる事件がないか確認する。

## 別紙書式21

## 勾留になった場合の通知先等

勾留場所	茨城県 警察署留置施設	
被疑(被告)		
事件名	[ ]	
被疑者 (被告人) 氏名		
勾留の通知は、 □必要なし □次のとおり		
通知先	氏名	
	続柄	
	住居	
	電話番号	—
	携帯番号	—
被疑者国選 弁護人	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> 請求する (請求書・資力申告書作成) <input type="checkbox"/> 請求しない	
当番弁護士	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> [ ] (通知書及びご連絡交付) <input type="checkbox"/> 刑事弁護センター (電話 (留守番電話) 連絡, 通知書送信) <input type="checkbox"/> 不要	
私選弁護人 (上記以外)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 依頼先 (弁護士・弁護士法人・弁護士会) <b>[氏名・名称]</b> <input type="checkbox"/> 即日通知済み (電話・普通郵便) <input type="checkbox"/> 通知不能 ( <input type="checkbox"/> 即日留置場所に連絡依頼済み) <input type="checkbox"/> 不要	
接見等禁止	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
勾留通知	<input type="checkbox"/> 即日済み ( <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 普通郵便) <input type="checkbox"/> 通知不能※ (電話した時間→ ( : ) ( : ) )	

太枠の中だけ記入してください。

裁判所記入欄